

令和2年5月8日

保護者 様

目黒区教育委員会
目黒区立第八中学校長
飯野 博史

区立小・中学校の臨時休業期間の延長及び教育活動について

本校における新型コロナウイルスの感染症への対応に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

区立小・中学校の臨時休業期間の延長及び教育活動につきまして、下記のとおりお知らせします。

なお、状況が刻々と変化していることから、本内容は現時点のものとなります。

記

1 臨時休業期間の延長について

令和2年5月10日（日）まで臨時休業としていたところ、令和2年5月31日（日）まで延長とします。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であることから、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。

2 中学校の入学式について

令和2年5月12日（火）に実施としていたところ、当面の間、延期します。

3 令和2年5月11日（月）以降の「連絡日」について

緊急事態宣言が出されている期間は、生徒の休業中の生活の状況確認や、家庭学習等の提出及び配布等を個別に行うため、感染予防の対策を十分講じた上で、「連絡日」を毎週1回程度設定します。

学校から指定された日時に、生徒（保護者同伴、保護者代理も可）が学校に来てください。「連絡日」以降は、引き続き家庭学習に取り組んでください。

ご家庭の判断で指定日に学校に来られないなどの場合は、ご連絡ください。お子様と電話等で直接話す機会を設けたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

詳しくは 別紙「連絡日のお知らせ」（5月8日付文書）をご覧ください。

なお、特別支援学級については、学級担任から個別に連絡をいたします。

4 臨時休業期間中における家庭学習及び生活指導について

(1) 家庭学習

- ア 臨時休業期間中に生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続することができるよう、「連絡日」に学校から学習内容や提出日等について、お知らせします。
- イ eラーニングシステムや「めぐろ学習サポートサイト」等の ICT を活用した家庭学習を課す場合もありますが、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、ご家庭においても留意してください。なお、各家庭において ICT 端末や通信環境の活用が困難な場合は、家庭学習用のプリント等を配布しますので、ご連絡ください。

(2) 生活指導

ア 感染症予防

生徒には、以下の点について、家庭でも確認してください。

- ・爆発的患者急増防止に向け一人ひとりの行動変容が臨時休業期間中も重要であること
- ・臨時休業中は外出を控え、やむを得ず外出する場合はマスクを着用すること
- ・外出する際には、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場面、間近で会話や発声をする密接場面の3つの条件が同時に重なる場を避けること（参考資料：「密を避けて外出しましょう！」首相官邸・厚生労働省）
- ・咳エチケットや手洗い、うがい等、基本的な感染症対策を自宅等においても確実に実施すること
- ・バランスの取れた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めること
- ・毎朝検温するなど健康状態の把握に努めること
- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないこと

イ 生徒の健康維持

生徒の運動不足やストレスを解消するために、自宅等での安全な環境の下に行われる運動の機会を確保してください。

5 新型コロナウイルス感染症に関する連絡について

生徒、並びに同居するご家族等が、新型コロナウイルス感染症の「感染者」または「濃厚接触者」となった場合は、速やかに学校にも連絡してください。

なお、生徒、教職員が「感染者」となった場合は、原則として14日間の「臨時休業（学校閉鎖）」となります。

6 めぐろ子ども見守りメールへの加入について

感染症対策に関するお知らせを迅速に連絡できるよう、「めぐろ子ども見守りメール」への加入をお願いいたします。

※未加入のご家庭で加入を希望される場合は、①お子様の学年・組・お名前②登録したいメールアドレスを学校あてにご連絡ください。

※新1年生保護者の方はお渡ししている申請書にてお申し込みください。

7 その他

「連絡日」には、軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも、学校に来るのは控え、自宅で休養してください。感染予防の観点も含め、ご家庭の判断で指定日に来られない場合は、必ず学校に連絡してください。

以 上

連絡先

目黒区立第八中学校

副校長 河合富士夫

電話 3714-4594